

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第30号

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

- (1) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則（令和4年佐賀県人事委員会規則第10号）第2条第10号
- (2) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第7号）附則第2項第1号及び第2号
- (3) 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第8号）附則第2項及び第3項
- (4) 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第9号）附則第2項
- (5) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第12号）附則第2項及び第3項
- (6) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第16号）附則第2項及び第3項
- (7) 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第21号）附則第2項
- (8) 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第24号）附則第2項
- (9) 佐賀県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（令和5年佐賀県人事委員会規則第25号）附則第2項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。